

日高市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日高市消防団条例（平成24年条例第16号）第2条の消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力している証として交付する表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長及び自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、日高市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 消防団長等は、協力事業所としての認定に値する事業所等があるときは、協力事業所として認定し、表示証を交付することについて、市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 協力事業所として認定することができる事業所等は、当該事業所等に消防関係法令上の違反がなく、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合していると認められるものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、次のいずれかに該当する場合、前条に規定する認定基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 申請又は推薦があった場合

(2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所として認定を行ったときは、消防団協力事業所表示証(様式第2号)を当該協力事業所に交付するものとする。

2 市長は、協力事業所が他の市区町村にあるときは、当該協力事業所が所在する市区町村長と協議の上、連名で表示証を交付することができる。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、前条の規定により交付された消防団協力事業所表示証又はその寸法を同率に拡大若しくは縮小したものを表示することができる。

2 協力事業所が他の市区町村にあるときは、前項の表示の他に、当該協力事業所が所在する市区町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、日高市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、認定の日から2年間又は次条第1項の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 協力事業所は、前項の有効期間を経過したときは、表示証の表示を中止するものとする。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に第4条に規定する認定基準の適合状況及び表示証の

表示継続の意思を確認した上で、認定を更新することができる。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたときその他協力事業所としての表示が適当でないとき認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、日高市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 市長は、協力事業所を日高市表彰規則（平成16年規則第20号）及び日高市消防団表彰要綱（平成24年告示第208号）に基づき表彰することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月7日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）